

# 令和7年12月定例会 建設経済常任委員会記録

令和7年12月3日（水）

令和7年12月16日（火）

令和7年12月18日（木）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室



## 目 次

令和7年12月3日（水） .....	7頁
令和7年12月16日（火） .....	17頁
令和7年12月18日（木） .....	67頁

## 令和7年12月定例会日程

日次	月日	摘 要
第1日	12月3日(水)	<p>委員長の互選</p> <p>副委員長の互選</p> <p>委員席の指定</p>
第2日	12月16日(火)	<p>審査日程の決定</p> <p>上下水道局審査 議案乙第31号～第32号 〔説明、質疑〕</p> <p>農林課、農業委員会事務局審査 議案乙第29号、議案甲第69号 〔説明、質疑〕</p> <p>商工観光課審査 議案乙第29号・第33号、議案甲第70号～第71号 〔説明、質疑〕</p> <p>建設課、維持管理課審査 議案乙第29号、議案甲第64号 〔説明、質疑〕</p> <p>都市整備課、国道・交通政策課審査 議案乙第29号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告(国道・交通政策課) 路線廃止の申し入れについて 〔報告、質疑〕</p>

日次	月日	摘要
第3日	12月18日（木）	<p>現地視察            栖の宿（河内町）</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査</p> <p>      議案乙第29号・第31号～第33号、        議案甲第64号・第69号～第71号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p> <p>建設経済常任委員会の閉会中の継続審査の件</p> <p style="text-align: right;">〔採決〕</p>

## 12月定例会付議事件

### 1 市長提出議案

[令和7年12月16日付託]

議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算(第3号)	[可決]
議案乙第31号令和7年度鳥栖市水道事業会計補正予算(第1号)	[可決]
議案乙第32号令和7年度鳥栖市下水道事業会計補正予算(第2号)	[可決]
議案乙第33号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)	[可決]
議案甲第64号急傾斜地崩壊防止工事に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第69号指定管理者の指定について	[可決]
議案甲第70号工事請負契約の変更について	[可決]
議案甲第71号財産(土地)の処分の変更について	[可決]

[令和7年12月18日 委員会議決]

### 2 報告

路線廃止の申し入れについて(国道・交通政策課)

### 3 その他

委員長の互選	[令和7年12月3日互選]
副委員長の互選	[令和7年12月3日互選]
委員席の指定	[令和7年12月3日指定]
建設経済常任委員会の閉会中の継続審査の件	[継続審査]
	[令和7年12月18日決定]

令和7年12月3日（水）



## 1 出席委員氏名

委員長（年長委員） 藤田昌隆

副委員長 野下泰弘

委員 古賀克則

委員 飛松妙子

委員 下田辰也

委員 和田晴美

委員 中山龍一

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

なし

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

## 5 審査日程

委員長の互選

副委員長の互選

委員席の指定

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし









建設経済常任委員会委員席表

藤田昌隆委員長

○



野下泰弘副委員長 ○

和田晴美委員 ○

中山龍一委員 ○



○ 古賀克則委員

○ 下田辰也委員

○ 飛松妙子委員





令和7年12月16日（火）



## 1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 野下泰弘

委員 古賀克則

委員 飛松妙子

委員 下田辰也

委員 和田晴美

委員 中山龍一

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長 鹿毛晃之

経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長 古沢修

商工観光課長補佐兼商工観光労政係長 廣重浩三

商工観光課企業立地係長兼産業団地推進室産業団地推進係総務主査 香月啓介

商工観光課参事兼産業団地推進室長補佐兼産業団地推進係長 能富繁和

農林課長 三橋秀成

農林課長補佐兼農政林務係長 脇弘人

農林課農地整備係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査 今村真一

農業委員会事務局長 庄山裕一

農業委員会事務局振興係長 舟越健策

建設部長 沼野猛

建設部次長兼建設課長 藤川博一

建設課長補佐兼庶務係長 下川広輝

建設課住宅係長 山下範史

建設課営繕係長 犬塚毅

建設課営繕係総務主査 山口和馬

建設課整備係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査 延工太郎

建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長 実本和彦

維持管理課長補佐兼流域治水対策室長補佐 山下美知

維持管理課長補佐兼管理係長 江藤誠

維持管理課維持係長兼流域治水対策室流域治水対策係長 宮田博志

都市整備課長 樋本太郎

都市整備課長補佐兼都市計画係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査 有馬豊和

都市整備課長補佐兼公園緑地係長 辻亮子

国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長 杉本修吉

国道・交通政策課道路・交通対策係長 橋本慶太

国道・交通政策課スマートインターチェンジ推進室事業係長 赤尾寛

上下水道局長 平塚俊範

上下水道局管理課長 犬丸章宏

上下水道局参事兼管理課長補佐兼総務係長 秋山政樹

上下水道局次長兼水道課長 日吉和裕

上下水道局水道課浄水場長 松雪秀雄

上下水道局水道課水道事業係長 立石佳照

上下水道局水道課浄水・水質係長 福田俊英

上下水道局下水道課長 桑形伸

上下水道局下水道課長補佐兼下水道事業係長兼流域治水対策室流域治水対策係  
総務主査 古賀咲子

上下水道局参事兼下水道課長補佐兼下水道施設係長 中牟田恒

#### 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

#### 5 審査日程

審査日程の決定

上下水道局審査

議案乙第31号令和7年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第1号）

議案乙第32号令和7年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第2号）

〔説明、質疑〕

農林課、農業委員会事務局審査

議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案甲第69号指定管理者の指定について

〔説明、質疑〕

商工観光課審査

議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案乙第33号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案甲第70号工事請負契約の変更について

議案甲第71号財産（土地）の処分の変更について

〔説明、質疑〕

建設課、維持管理課審査

議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案甲第64号急傾斜地崩壊防止工事に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

都市整備課、国道・交通政策課審査

議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

〔説明、質疑〕

報告（国道・交通政策課）

路線廃止の申し入れについて

〔報告、質疑〕

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし





執行部の説明を求めます。

#### 犬丸章宏上下水道局管理課長

それでは、初めに議案乙第31号令和7年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして概要を説明させていただきます。

説明に当たりましては、委員会資料のほうを御参照いただきますようお願いを申し上げます。

委員会資料の2ページからでございます。

今回の補正につきましては、正職員及び会計年度任用職員の人件費に関し、給与改定、人事異動等により補正するものでございます。

予算科目ごとの説明に関しましては、給与改定、人事異動以外の主な事由について申し上げます。

まず、収益的支出についてでございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費につきましては、給与改定等のほか、正職員に欠員が生じたことなどに伴い補正するものでございます。

目4業務費につきましては、給与改定等のほか、正職員の育児休業などに伴い補正するものでございます。

委員会資料の3ページをお願いいたします。

目5総係費につきましては、給与改定等のほか、専任の上下水道局長の配置などに伴い補正するものでございます。

また、この目におきましては、水道事業会計に係ります正職員の退職給付費を計上しております。

次に、資本的支出についてでございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目2浄水設備費につきましては、給与改定等のほか、正職員に欠員が生じたことなどに伴い補正するものでございます。

以上で、議案乙第31号令和7年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

続きまして、議案乙第32号令和7年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして概要を御説明いたします。

委員会資料につきましては、4ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、水道事業会計と同じく正職員の人件費に関し、給与改定、人事異動等により補正するものでございます。

また、これに伴いまして、収入を併せて補正するものでございます。

まず、資本的収入についてでございます。

款1下水道事業収益、項2営業外収益、目3他会計補助金につきましては、人件費の補正に伴いまして一般会計からの補助金を減額補正するものでございます。

次に、支出に関しましては、給与改定、異動以外の主な事由について申し上げます。

収益的支出についてでございます。

委員会資料の5ページをお願いいたします。

目5総係費につきましては、給与改定等のほか、正職員に欠員が生じたこと、育児休業などに伴い補正するものでございます。

以上で、議案乙第32号令和7年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

#### **藤田昌隆委員長**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **和田晴美委員**

私のほうから、下水道事業に関することで一点御質問させていただきたいと思います。

若干離れますが、最近、久留米市におきまして農業集落排水事業の消費税計算間違いというところで、そういった会計上の問題が出たというふうに報道で聞きましたので、こちらにつきまして本市においてこういったことがないかの確認のため、質問させていただきます。

#### **犬丸章宏上下水道局管理課長**

今、御質問をいただいております、報道のほうでやっておりますけれども、久留米市の農業集落排水、また下水道会計のほうで消費税等の過払いがあったというような報道がなされているところです。

この件につきましては、それぞれの事業の起債――借入金ですね。借入金の償還のための財源の取扱いに関するものと聞き及んでいるところでございます。

この取扱いの内容といたしましては、報道にもございましたように起債の借入れの税率、消費税に係る税率ではなくて一律に現在の消費税率によって消費税等の算定を行っていたというようなことで把握をさせていただいております。

この点に関しましては、本市の下水道事業においては適切に処理を行っているところでございます。

また、本市では消費税の算定を含めました企業会計の全体的な処理につきまして、水道事業会計も同じですけれども、専門性が特に高いというふうなこともございますので、業務委託を行いまして、税理士法人、専門家のチェックを受けるように対応をしているところでござ



**藤田昌隆委員長**

再開いたします。

審査に入ります前に、鹿毛部長より一言御挨拶をお受けいたします。

**鹿毛晃之経済部長**

本12月定例会で御審議いただく経済部に関する案件は、追加議案を含めまして、甲議案が3件、乙議案が2件でございます。

甲議案につきましては、農林課関係分で栖の宿の指定管理者の指定について議決を求めるもの。それから、商工観光課関係分では新産業集積エリアエリア整備事業に関しまして、工事請負契約の変更並びに土地売買契約の変更に関するものでございます。

乙議案につきましては、人事異動によります給与改定、各課、局職員の給与等の補正並びにふるさと「とす」応援寄附金に関するもののほか、各課において所要の額を補正いたしております。

まず初めに、農林課、農業委員会に関するものを御審議いただきまして、後で商工観光課に関するものを御審議いただきたいと思いますと思っております。

詳しくは担当課長、局長より説明をさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、審査に当たっての御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

**藤田昌隆委員長**

ありがとうございました。



**農林課、農業委員会事務局**

**議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）**

**藤田昌隆委員長**

それでは、経済部農林課、農業委員会事務局関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

### 庄山裕一農業委員会事務局長

それでは、議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）中、農業委員会事務局分について御説明をいたします。

委員会資料の2ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費のうち、節2給料から節4共済費につきましては、事務局職員5名分の給与改定等に伴う人件費の補正でございます。

以上でございます。

### 三橋秀成農林課長

引き続き、農林課関係分について御説明いたします。

歳入について御説明いたします。

委員会資料3ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金につきましては、中山間地域等直接支払交付金の減額補正でございます。

詳細は、歳出にて説明させていただきます。

4ページをお願いします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入につきましては、多面的機能支払補助金返還に伴う補正でございます。

こちらも詳細は、歳出にて説明させていただきます。

款23市債、項1市債、目7災害復旧債、節1農林水産施設災害復旧債につきましては、令和7年6月から10月までの豪雨により発生した災害復旧事業に関する起債でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

5ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費、節2給料から節4共済費につきましては、給与改定等に伴う人件費の補正でございます。

6ページをお願いいたします。

目3農業振興費、節18負担金、補助及び交付金につきましては、中山間地域等直接支払交付金の第6期、令和7年度から11年度の集落協定締結に伴う減額補正でございます。

こちらの対象は、田代西部集落及び牛原集落で、第6期において田代西部集落の対象農地が第5期と比較して減少したため減額となったところでございます。

補助金の負担割合は国3分の1、県3分の1、市3分の1となっておりますので、歳入49万3,000円の減額補正、歳出73万9,000円の減額補正となっております。

7ページをお願いいたします。

目5農業生産基盤整備費、節1報酬から節4共済費につきましては、給与改定に伴う人件費の補正でございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、多面的機能支払補助金における国、県への返還に伴う補正でございます。

国、県の指導に伴い、対象としている農地の運用状況を市におきまして確認いたしましたところ、水屋町、山浦町、平田町、江島町及び下野町の5町において対象とすべきでない農地が含まれておりましたので、その面積分の返還でございます。

また、令和元年度から5年度の5年間で1期として活動しておりました幸津町において、この間事業費に残額が発生しておりますので、その分の返還でございます。

補助金の負担割合は、国2分の1、県4分の1、市4分の1となっておりますので、歳入122万8,000円の補正、歳出92万2,000円の補正となっております。

8ページをお願いいたします。

項2林業費、目1林業総務費、節2給料から節4共済費につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

9ページをお願いいたします。

目2林業振興費、節1報酬から節4共済費につきましては、給与改定に伴う人件費の補正でございます。

10ページをお願いいたします。

目4治山事業費、節18負担金、補助及び交付金につきましては、前年度工事実績額の確定に伴い、佐賀県治山林道協会負担金が決定されたことにより、補正するものでございます。

11ページをお願いいたします。

債務負担行為につきましては、今回の議案で審議をお願いしております栖の宿の指定管理議案に係る指定管理者に令和8年度から12年度までの5年間をお願いすることに伴う指定管理料の債務負担行為に係るものでございます。

次の指定管理議案にて御説明をいたします。

以上、農林課分の補正予算説明とさせていただきます。

#### **藤田昌隆委員長**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **和田晴美委員**

幾つか質問をさせていただきます。

資料の6ページの農林水産事業費の中山間地域等直接支払交付金についてですが、これに

つきましては田代と牛原がちょっと減ったということで御説明いただきましたけれども、この事業の目的と、田代、牛原のそれぞれの面積が減ったことの理由を御説明いただきたいと思えます。

### 三橋秀成農林課長

中山間地域等直接支払交付金につきましては、耕作の条件が悪いような中山間地域等において、今後もその農地、集落環境について維持していくために、こういった耕作に適していない不利なところをいかにして維持していく、そのためにはやっぱり地域の活動が必要であるというふうなことから、面積に応じて交付金というものが交付されております。地域活動に使う分というふうなことになっております。

減ったのは、田代西部集落、町でいうと神辺町と河内町になっています。

こちらが減った理由といたしましては、今回の令和7年度から5年間の活動で1期というふうな形でやるんですけれども、5年間分の計画といいますか、協定を締結する中で、この5年間でどうしても担い手がいなくなったりとか、高齢化だったりで5年間維持していくのが非常に難しい、条件がその中でも悪いという農地があるということで、この5年間のうちにそれが耕作放棄地となってしまった場合については遡って返還となるということを不安視されて、今回の協定の中に面積を入れられなかったというところが主な理由でございます。

### 和田晴美委員

それでは、田代地区、牛原地区両方、理由は同じということによろしいんですね。

### 三橋秀成農林課長

今回減額になったのは田代西部のほうです。

牛原については面積については変わりません。

### 和田晴美委員

ありがとうございます。

そうしましたら、耕作放棄地の維持管理っていうことで、こういった制度を利用しない今後についてお尋ねしたいと思いますが、この事業を活用せずに自分たちで頑張っていくのか、それとももうこういった事業を使わない、そして維持管理も行わないということなのか、その後の現地の状況を知っているようであればお答えいただけますでしょうか。

### 三橋秀成農林課長

今回、外れてしまった農地につきましては、全体の活動の中でその農地をどうやっていくかというふうなところは検討されるのではないかと考えております。

農地については、原則は所有者、地権者の方または管理者の方が管理していくわけなんですけれども、今回の中山間地域等直接支払交付金については、そういったところを耕作放棄

地にならないようにやっていくっていうのも対象になっていますので、私どものほうからはなるべくそういうことがない、耕作放棄地にならないような形で集落のほうでやっていただきたいという思いはございます。

中身については、集落のほうで決定していただくということになってくると思います。

#### **和田晴美委員**

ありがとうございました。

本市において生きた農地にしてほしいという思いがあるようでしたら、今後なるべく見守っていただいて何か支援ができるようであればそれを提案していただきたいと思います。

そうしましたら、次の質問に移りたいと思います。

多面的事業なので7ページ、令和6年度助成金返還についてということで、92万2,000円の部分がありますけれども、これに関しましても、対象であると思ったけれども対象じゃなかったの、その分減額ですという御説明をいただきましたので、そういった理由について、また詳細をお聞かせいただけますでしょうか。

#### **三橋秀成農林課長**

今回、その対象から外れざるを得なかったという農地が、実は農地転用をもうされてあって水稻の作付ができなくなったケースだとか、ビニールハウスとか、もう水稻の作付ができないような畑地化されたような土地、あとはそのまま荒れてしまった土地っていうのが理由でございます。

#### **和田晴美委員**

御答弁ありがとうございます。

そうしましたら、いろいろなんですね、転用したということで、ビニールハウス、土地の利用の内容が変わったとかいうことだったんですけれども、すみません、私的にそれが急にされるものなのかが不思議で知識がないもんですから、こういった作付の計画っていうのは事業を計画する前に確認をするだとか、踏まえた上でこういう事業計画をするものと思っていましたけれども、その辺りの計画の立て方についてお尋ねさせていただけますでしょうか。

#### **三橋秀成農林課長**

各環境を守る会で取組されているところには組織があるんですけれども、そういったところから毎年度、実績報告等は頂いております。

ただ、その筆の1枚ずつの状況についてというところまではそういった把握ができてなかったというところがございます。

ですので、今回こういった形で市のほうで現地確認等を行いましたけれども、そういった活動が必要だというふうなことは考えております。



### 藤田昌隆委員長

続きまして、議案甲第69号指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

### 三橋秀成農林課長

それでは、鳥栖市議会定例会議案68ページをお願いいたします。

議案甲第69号指定管理者の指定につきましては、農林課が所管します栖の宿につきまして、公の施設の指定管理者として株式会社篠原建設を指定したいので、地方自治法第244の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

この議案は、令和8年度からの栖の宿の指定管理につきまして、鳥栖市指定管理者制度に係る基本方針に基づきまして行うものであります。

指定管理者の選定方法につきましては、選定方法を公募、審査方法を公募型プロポーザルといたしました。

8月から公募等を行い10月10日に開催されました指定管理者選定委員会におきまして採点結果に基づき、指定管理者候補者として株式会社篠原建設が選定されたところであります。

指定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

5年間といたします理由としましては、指定管理者側にとって長期的な管理運営を行うことにより、事業の継続性を保つことが出来、施設利用者の継続的利用及び施設職員の雇用確保の安定化を図ることができると考えられますので、最長の5年間としたいと考えております。

以上、提案理由とさせていただきます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

### 藤田昌隆委員長

これより質疑を行います。

### 和田晴美委員

私から幾つか質問させていただきます。

まず、このプロポーザルに関する質問からさせていただきたいんですけども、プロポーザルの内容評価について、どのような視点で行っていったかの説明からお伺いさせていただきますでしょうか。

### 三橋秀成農林課長

プロポーザルの審査において、選定基準っていうのがございますが、6項目ございまして、

まず1つ目として、事業計画書の内容が市民の平等な利用を確保するものであること。2つ目に、事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮されるものであること。3つ目に、事業計画書の内容が施設の管理に係る経費の節減が図れるものであること。4つ目に、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有すること。5つ目に、地域経済を活性化することに寄与することが認められること。最後に、ゼロカーボンシティの実施に関与することが認められること。こちらの6項目について審査されております。

以上です。

#### **和田晴美委員**

ありがとうございます。

続きまして、このプロポーザルについての質問なんですけれども、このプロポーザルに参加した会社の数とそれぞれの評価について、長所、短所、メリット、デメリット、そういったところを教えていただけますでしょうか。

#### **三橋秀成農林課長**

今回のプロポーザルの審査によりまして、指定管理候補者として株式会社篠原建設、次点候補者としてJPT Tours Japan株式会社を選定しております。

参加した数については、今、ホームページ上で公開しておりませんので、複数ということ御理解いただければと思います。

長所、短所といたしましては、先ほど6項目申し上げましたけれども、株式会社篠原建設につきましては、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有することという項目と地域経済を活性化することに寄与することが認められること、こちらにつきまして、次点候補者よりも多く点数を取られております。

JPT Tours Japanのほうにつきましては、事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること、事業計画書の内容が、施設の管理に係る経費の縮減に図られるものであること、こちらのほうにつきましては、JPT Tours Japanのほうに点数を多く取られております。

それで、総合的に多くの点数をとられたのが株式会社篠原建設というふうなことになっております。

以上でございます。

#### **和田晴美委員**

ありがとうございます。

先ほどの御答弁の中でもホームページに掲載している中でっていう答え方をさせていただきまして、実は私もそれを拝見させていただいております。

2社の評価的なところが非常に似たり寄ったりで、ちょっと疑問に思ったのが、この点数の配分が、例えば、2番の事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること、これが細分化されて5つの項目に分けられていて200点、そして、3項目しかない5番の地域経済を活性化することに寄与することが認められることっていうことで、そこが200点とか、ちょっとまちまちなのが非常にちょっと気になるところで、1項目に均等な点数配分ではなくて配分がまちまちってところがありまして、これは単純な私の考え方で、大きな6個のテーマ、そしてそれからさらに二つや、一つ、三つ、七つと細分の評価がありますが、これが均等じゃないってということなんですかね。

これが何か非常に……、何でかっていうと、合計点数がすごく競っていたんですよ。スコアが840点に対して582点と575点ということで、たった7点しか差がなかったっていうことで、このあたりの差がこの配分に関係してくるのかなと思ひまして、この配分について何かお考えがあって配分されているのであれば伺いたいというところで質問させていただけますでしょうか。

### 三橋秀成農林課長

この選定基準の配点につきましては、指定管理者制度運用のガイドラインの中で、配点の例として、この項目については何点、この項目については何点というふうなことで市のほうでつくっております。

それに、今回私どもが栖の宿を行う上で特に力を入れたいというか、提案を求めたいと思ったところが5項目めと6項目めでございます。

こちらのほうにつきましては、前回の公募の際のときよりもこちらについての配点の比重を少し多くしたというところがございます。

### 和田晴美委員

ありがとうございました。

なるほど。5項目めの御紹介をさせていただきますと、3項目に分かれておりまして、管理運営面での地域経済の活性化、2つ目が人材活用面での地域経済の活性化、3つ目が栖の宿周辺施設を活用した事業提案ということで、これを私が見たときに、これまでやっている地域の業者に何ていうか、ちょっと得だかっていうか、スコアが高くなる傾向がある項目じゃないかなという意味で、平等性があったのかなってところで心配で、その点をお伺いさせていただいたところです。

例えば、ほかのところでJPTさんがハイスコアであった事業計画の内容などが、この地域の活性化に十分計画ができていればできるものじゃないかなという単純に考えたところがありまして、先ほどの御質問をさせていただきましたけれども、これについて深くは聞きま

せんけれども、ちょっとこれまでのこともありましてどうなのかなっていうところで御質問させていただいております。これについては、ここら辺で質問は止めさせていただきます。

次に、関係するところで、今回の提案の中でこういった項目があったというふうに聞いておりますが、利用者を増加するためのプランはどういうふうになっているかというところで、これについてより深く聞きたいんですけども、3つぐらいレクリエーションとか、あとキャンプ場を活用したとかっていうふうにありますけれども、本当にいいところだと私も思っているんで、利用者が増えたらいいな、もっと鳥栖の魅力として発信できる施設であってほしいなと本当に思っていたので、ここは期待を込めて質問させていただきたいと思います。

この3つのプランを追加することで、例えば12月以降に少しずつ上がっていくものか、要は利用者数がどのように上がるかというところで評価されているか、計画を立てているかっていうのがありましたら。それが難しいようであれば、およそ何%だとか、この時期にこういうのが増えるだろうとか、そういった利用者の増加をもう少しだけ具体的な数字の評価とか、目標がありましたらお答えいただきたいと思います。

### 三橋秀成農林課長

先ほど幾つか例を挙げていただいております自主事業というふうなことでの様々な取組につきましては、今後利用者数を増やしていく中で、今後計画していることを提案されているところがございます。

ただ、この提案が、例えば1年目にすぐするのか、最終的に5年目になるのだとか、そういったところまでの提案とまでは至っていないところが実情です。

ですので、私どもとしてはこういった提案を受けたところの進捗状況等についてはしっかりと情報を収集する、聞き取り等を行っていきたいというふうに考えております。

### 和田晴美委員

ありがとうございました。

そうしましたら、可能性のある提案ってということで、先ほども言ったようにもったこういった自然の施設を利用した、おっしゃるとおり近隣に四阿屋があったりだとか、よそでは体験できないそれもぎゅっと寄った観光施設になるだろうというところで、そういった思いで要望させていただきます。

計画がなぜ5年なのかっていうのが、施設の管理を安定させる、あと人を安定させるために5年間とされてありますので、これはやはり契約と同時ぐらいのところでロードマップなり、こういうふうにするっていうのをしないと、これも人が必要だろうというふうに思っておりますので、私からそういった要望をさせていただきます。

非常に興味があるので、きちんと具体的な計画を立てていただいて、後日報告してほしい

というところで要望をさせていただきます。

私からの質問は以上です。

#### **藤田昌隆委員長**

ほかに。

#### **飛松妙子委員**

いろいろと教えていただきありがとうございます。

私も審査結果のやつを見させていただいているんですが、合計840点満点中、582点と575点。最低基準が504点というところで、そこまで大きく飛び出た点数にはなっていないと思うんですが、この中で唯一JPTさんの良い点数っていうのが、2の事業計画の内容が施設の効果を最大限に発揮させるものであるっていうところがとてもプラスになっているんですが、この1、2、3、4、5の中で篠原建設さんよりもとてもよかったっていうのはどの項目になりますか。そこまでは分からないですか。

#### **三橋秀成農林課長**

事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること、こちらのところの点数がJPT Tours Japanさんのほうが多く取られております。

JPT Tours Japanさんにつきましては、九州の阿蘇だとか、ほかの全国各所に栖の宿と同じような形態の宿泊だとかキャンプ場だとか広場だとか、そういったものの指定管理等をやられて、実際、管理運営をされております。

そういったところのノウハウ等をお持ちでそういった計画を立てられたので、こういった点数になったのではなかろうかと思われまます。

#### **飛松妙子委員**

ということは、この1から5の中の個別ではなくて、トータルして点数がついたっていうところでいいんですか。

#### **三橋秀成農林課長**

トータルです。採点については、審査委員の方が6人いらっしゃったんですけれども、その中の点数のつけ方として最高点と最低点をつけた分は除くというふうな形での採点になっているところを補足で説明させていただきます。

#### **飛松妙子委員**

そうしたら、4人の方が点数をつけた平均点がこの点数になっているっていうことですね。なるほど分かりました。

あと、例えばJPTさんがよかった点数のところの内容を篠原建設さんが学んで生かすようなことはできるんでしょうか。





## 議案甲第71号財産（土地）の処分の変更について

### 藤田昌隆委員長

続きまして、議案甲第70号工事請負契約の変更について及び議案甲第71号財産（土地）の処分の変更についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

### 古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

追加議案でございますけれども、議案甲第70号及び71号について一括して御説明をいたします。

別途提出をしております委員会参考資料を開いていただけますでしょうか。

委員会参考資料の2ページでございます。

まず、議案甲第70号工事請負契約の変更について御説明をいたします。

本年3月に前田道路・伸晃建設共同企業体と契約をし、現在造成工事を進めております新産業集積エリア3工区の契約金額3億6,190万円を4億6,172万7,200円に変更をいたします。

契約金額の増額の主な内容を申し上げます。

4点ございます。

1点目、仮設工事費の増加。これは、造成工事に伴います周辺住宅への砂ぼこり、粉じん等への対策といたしまして仮囲いを設置、それから散水車の導入及び土砂搬入トラックが現場から出ていく際のタイヤの洗浄機、そちらのほうの設置を追加したものとなっております。

それから2点目でございます盛土購入量の増加。これにつきましては、筑後川河川事務所からの公共残土の受入量が当初の想定よりも少なかったため、その分購入土を追加購入したものでございます。

3点目、雨水排水工事費の増加。これは、造成工事で設置をいたしました水路がございしますが、9月の短時間の集中豪雨によりまして隆起してしまったため、その隆起防止のための対策工事を追加したものでございます。

最後に4点目、先ほど申し上げた3点の工事費の増加に伴いまして諸経費が増加したものでございます。

以上4点が主な増額内容となっております。

次のページ、3ページをお願いいたします。

契約書の4工期でございますけれども、令和8年1月30日までを1か月延長し、2月27日までといたします。

これは先ほど御説明をいたしました9月の豪雨により隆起した水路の隆起防止のための対

策工事が追加で発生をいたしましたので、その分、工期を延長するものでございます。

なお、この工期の延長がアサヒビールの工場建設や操業開始に影響がないことはアサヒビール株式会社とも確認をいたしております。

次のページ、4ページをお願いいたします。

3工区の造成工事の区域図となっております。

次のページ、5ページをお願いいたします。

議案甲第71号財産（土地）の処分の変更について御説明をいたします。

アサヒビール株式会社と令和4年7月に契約をいたしました土地売買契約の物件の表示中、土地の合併に伴いまして、今回、筆数を変更いたします。

また、契約当初、土地の所有権以外の権利、具体的に申し上げますと借地権が残っていたことから、当初売買契約から一部除外しておりました用地について整理がついておりますので、今回、アサヒビール株式会社への3工区への引渡し前に売買物件に加える変更契約となっております。

次のページ、6ページをお願いいたします。

6ページの平面図の斜線部分がアサヒビール株式会社への売却地でございますけれども、今回加える用地につきましては、斜線部分の上部、上のほうの真ん中あたりに吹き出しのように表示をしている部分がございますが、こちらの用地を追加するものでございます。

以上、説明を終わります。

#### **藤田昌隆委員長**

質疑を始めます。

#### **和田晴美委員**

御説明ありがとうございます。

質問の前に一点教えていただきたいところがございまして、御説明の中で雨水の隆起の工事、これがどのような工事をするのかが分かりませんので、まずそこから御質問させていただけないでしょうか。

#### **能富繁和商工観光課参事兼産業団地推進室長補佐兼産業団地推進係長**

水路の隆起につきましては、ゲリラ豪雨によって一度に集中した雨が降って、水路についてはもう設置まで終わっておりまして埋戻しまで終わっているんですけど、本当は水路の中に水が入らないといけないのが、あまりにも量が多いもんですから水路の外側に潜り込んでいってしまっ、その辺の土を洗って潜り込んでいってしまっ、下に回って水路が隆起したという状況になっています。

その対策としましては、水路の重さが重くなれば浮かないので、そこら辺を水路の下あた

りにちょっとコンクリートを打って重さを増したり、そういった対策を今回取っております。

**和田晴美委員**

ありがとうございました。少しだけ理解できました。

そうしたことで、アサヒビールさんが工事する分については、影響がないということでもろしかったんですね。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

はい、そのとおりです。

**和田晴美委員**

ありがとうございます。

それでは、質問をさせていただきます。

工事費の変更内容の御説明の中で、仮設の囲い、要は、その工事をしているときのほこりだとかが近隣の住居の皆さんに御迷惑をかけないということで3つですか、囲って、散水して、泥が回らないようなことをして、そしてなおかつタイヤに着く分も洗って、それで、住民の方が工事業業に対して困るっていうふうには思われなくていいところまでこの分で出来てるのかその辺りをお聞かせいただけますでしょうか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

まず、仮囲いにつきましては、当初、工事に入ります前に近隣の区長に説明を申し上げましたら、ぜひ仮囲いを設置してもらいたいということでございましたので、その要望にお応えして2メートルから3メートルの高さの仮囲いを周辺に行っております。

散水車に関しましては、当初は導入する予定ではございませんでしたが、今年雨がちょっと少なかった傾向がございまして、それに伴って粉じん等の苦情が近隣から出ました。それに合わせまして散水車を1台入れまして、なおもちょっと足りないということでしたので、2台に増加をして対応をさせていただいたところです。

あと、雨水の隆起については先ほど能富が申し上げたとおりでございます。

以上です。

**和田晴美委員**

ありがとうございました。

実は、粉じんの分は私のところにも近くの住宅地から来ておりまして、それでこれを確認させていただいたところです。

それでは、はっきりとは御説明の中になかったんですけど、この2点をすること、そもそも要望があった仮囲いをするのと散水をすることで一度は気象状況によって回った分で困るという御意見があったんですけども、その後は、2台まで増やしてからはないということ

でよろしかったですか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

2台に増やしてからはこちらのほうにはそういったお声は届いていないところでございますし、なお造成が進みましたところは草が生えますので、そうすると飛散を防いでまいりますので——伸びたら刈りますけど——そういう状況もございまして2台に増やしましたらそういうお声はいただいてないところです。

**和田晴美委員**

ありがとうございました。

私からは以上です。

**藤田昌隆委員長**

ほかに。

[発言する者なし]

ないですか。

せっかくですから、副委員長どうぞ。

**野下泰弘委員**

すいません、同じところなんですけど、雨水で隆起したっていうところで。

今回はゲリラっていうところだったんですけど、もともとの限界の雨量をどれぐらい設定されて今回の工事でどこまで対応できるのか、そこがやはり大事だと思っていて、データの今回の改善でどこまでできるのかが言えるんですか。

**能富繁和商工観光課参事兼産業団地推進室長補佐兼産業団地推進係長**

正直、正確なデータっていうのはございません。

今回、ゲリラ豪雨によってそうになりましたけれども、これも通常では考えられないような降り方の雨になりますのでなかなか想定はしづらいところです。

今回は、仮に地下水っていうのが大体どこの土地でも地面から下の、例えば1メートルのところぐらいまで水が来ているというようなものなんですけど、その地下水が水路の天端まで、上まで上がってしまったら今後隆起しないような対策ということでコンサルと検討しまして今回の対策をしておりますので、今後浮き上がることはないというふうに考えております。

**野下泰弘委員**

僕もあまり分からん……、想定していない雨量に対してどう想定しているのかなとあまり理解できなかったんですけど。

例えば、現状でまだアスファルトにコンクリートを打っていない状況で地下にかなり吸い

込んでしまったって、今後、開発が入ってコンクリートかアスファルトを打つことでしっかりと土のほうに流れないとかそういったこともあるんですか。そういったところが原因で、まだ開発されてないからっていう原因ではなく。

**能富繁和商工観光課参事兼産業団地推進室長補佐兼産業団地推進係長**

今回、確かに言われるように表面を舗装とか何もしていない状態でしたのでそういう状況になったっていうのがあります。

ですので今回、対策に合わせて水路から1メートル程度は張りコンクリートをするように計画しております。

アサヒビールのほうもその水路の周りについては舗装をしたりとかってというのが当分の間ないというふうな予定を聞きましたので、今回対策として表面が洗われないようにコンクリートを打ちましょうということで打っております。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

補足して御説明をいたします。

今回の水路の造成工事についてでございますけれども、アサヒビールのオーダーメイドによりましてアサヒビールの設計により工事を施工いたしております。アサヒビールの水路の設計に基づいて設置をいたした水路となっております。対策費についても分譲代金に乗せて、全てアサヒビールが土地代金としてお支払いをしていただく分になりますし、その浮き上がった水路の用地につきましては、引き渡す先の用地に含まれておりますのでアサヒビールの敷地の中となります。

ですので今後、想定もしないような雨が降って再度隆起した場合の御心配をされていらっしゃるかと思うんですけれども、引き渡した後につきましてはアサヒビールの責任において対策がなされていくものと思いますので、そこは再度、市のほうから工事費を捻出するとか再工事をするとかそういったことはございませんので御安心していただければと思います。

能富が申し上げたように今想定し得る対策は行ったところですので、隆起しないということで対策工事を行っております。

仮に、引き渡した後にそういったことが起きた場合には、アサヒビールが自費で工事をされるということになります。

よろしいでしょうか。

**野下泰弘委員**

もちろんアサヒさんの責任というところは承知なんですけれども、当初の誘致の際にあさひ新町のほうで雨水の問題というところで地元説明会とかをかなりされたと思うんで、こういうことがあるとあさひ新町の方が心配されると思いますので、その想定はしっかりと対

策を打っていただければと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

**藤田昌隆委員長**

すいません、質問をさせてもらってよろしいでしょうか。

工事請負金額が3億6,190万円から4億6,172万7,200円と約1億円上がっているんだけど、さっきの仮設工事とか、盛土、雨水対策の金額の振り分けを、1億円の中で仮設工事費が1,000万円なのか、その内訳を大体言ってくれん。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

4点増額の要因を申し上げましたけれども、1点目、仮設工の増額についてでございますが約1,800万円。盛土等の増額につきましては約3,200万円。3点目、雨水排水工の増額——先ほどの対策を含めてですね、その増額につきましては1,500万円。もろもろの3点の工事費に伴います諸経費の増額が約3,500万円。約1億円となっております。

よろしいでしょうか。

**藤田昌隆委員長**

今、古沢次長より答弁もらいましたけど、盛土購入量の増加というのが3,200万円と2番目に大きいということで、この盛土は県から買ってるわけ。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

盛土につきましては、通常どおり民間のほうから購入をした盛土となっております。

御説明の中で申し上げたのは、河川事務所から公共残土を当初入れておりましたけれども、河川事務所からの公共残土の量が見込みよりも少なかったものですから、その少なかった分について通常の民間の盛土っていうか、土砂を購入したということでございます。

**藤田昌隆委員長**

了解しました。ありがとうございました。

ほかに。

[発言する者なし]

そうしたら、質疑を終わります。

次に、建設部関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩といたします。

**午後2時40分休憩**





いたします。

めくっていただきまして、2ページ目をお願いいたします。

歳出のほうからでございます。

まず、款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節2給料につきまして139万円の減額につきましては、人事異動等に伴うものでございます。

続きまして、節の3職員手当等13万1,000円の減額につきましても、人事異動等に伴うもので7人分の減額によるものでございます。

続きまして、節の4共済費15万6,000円の減額につきましても人事異動に伴う7人分の減額でございます。

続きまして、款の8土木費、項5住宅費、目1住宅管理費、節の2給料108万1,000円の減額につきましても人事異動に伴う減額でございます。

こちらは15人分でございます。

続きまして、節の3職員手当等151万6,000円につきましても15人分の人事異動等に伴う減額でございます。

続きまして、節の4共済費137万4,000円につきましても15人分の人事異動等に伴う減額でございます。

以上、建設課の御説明でございます。

#### **実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

それでは、令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）中、維持管理課関係分につきまして御説明を申し上げます。

同じ資料の3ページをお願いします。

歳出でございます。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節10需用費260万円につきましては、街路灯を含む道路照明灯などの電気代等に要する経費を計上しております。

続きまして、資料の4ページをお願いいたします。

款8土木費、項1道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、節2給料から節4共済費につきましては、主に人事異動及び給与改定に伴う17人分の補正でございます。

目2道路維持費、節15原材料費70万円につきましては、道路陥没等に使用する道路補修用の材料費に要する経費を計上いたしております。

説明を終わります。

#### **藤田昌隆委員長**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

**飛松妙子委員**

御説明ありがとうございます。

3ページの光熱水費は、物価高騰によるものなのか、原因が何なのかを教えてくださいませんか。

**実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

この需用費の260万円につきましては、一番大きいのは電気代、それと水道代でございます。

電気代につきましては、当初予算のときのLED照明灯から今年度で300灯増えているということと、あと、発電に要する燃料代の中で燃料調整単価というのが付加されまして、その分で電気代が余計に請求を受けているということ、あと、水道代につきましては、鳥栖駅の横のトイレの使用をしていただく人数が増えて水道料金が上がっているということでございます。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

LEDが300灯増えているっていうことでよかったですか。

**実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

当初予算をお願いしていたときから300基増えているという状況です。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

それと、水道代が鳥栖駅のトイレで増えたということなんですが、若干違うかもしれませんが、トイレがとても暗いって話もお聞きしたんですが、あそこの電気はLED化になっているのでしょうか。

**江藤誠維持管理課長補佐兼管理係長**

飛松議員の御質問にお答えします。

鳥栖駅前のトイレについてはLED化がなされておられません。蛍光灯のランプになっております。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

それでしたら、いつLEDになりますでしょうか。

**江藤誠維持管理課長補佐兼管理係長**

駅前のトイレにつきましては、非常に修繕箇所等も多く、来年度予算のほうに計上したいと思っております。

その中の一環として、照明についてもLED化を検討してまいりたいと考えております。  
以上でございます。

**飛松妙子委員**

分かりました。

今、利用者が多いということでお聞きしましたので、できるだけ早くトイレの電気の改善をよろしく願いいたします。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



**議案甲第64号急傾斜地崩壊防止工事に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例**

**藤田昌隆委員長**

それでは続きまして、議案甲第64号急傾斜地崩壊防止工事に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

それでは、議案甲第64号急傾斜地崩壊防止工事に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

内容の説明につきましては、建設経済常任委員会の議案参考資料を使ってしたいと思います。

まず、今回の条例改正の理由につきましては、1番の改正理由の2行目に書いておりますけれども、近年の豪雨により発生リスクが高まっている土砂災害から市民の生命を守るためには住民が事業に取り組みやすい環境整備が必要であると考えまして、条例の一部を改正し、分担金の額の軽減を図りたいというものでございます。

2番の改正の内容について御説明をいたします。

今回、条例の第3条において分担金の額を定めているところに受益者の負担を軽減することを目的とした規定を追加をすることを御提案しております。

(1)内容でございます。現行の分担金の額は、総工事費に応じた率で金額を決めておりまし

たけれども、新たに規定しました分担金の額、200万円掛ける戸数を比較して、いずれか低いほうの額を分担金とするという改正をしたいと考えております。

(2)分担金の額の例ということで、現行の条例での分担金と改正後の分担金はどう変わるかというのを2つ例示しております。

まず、①の県が工事を行う場合でございます。

県が工事を行う場合というのは、斜面全体の工事を行ってレッドゾーンを解消するような大規模な工事になります。

条件としては、受益者がおおむね10戸以上ということになっておりますので、そういった条件で現行と改正後の試算をしております。

左側の現行を見ていただきまして、総工事費3億円で県事業で行った場合、国が40%の1億2,000万円、県も同じく40%の1億2,000万円、市につきましては10%の3,000万円、受益者についても10%の3,000万円というのが現行の条例でございます。

この受益者3,000万円というのは、仮に10戸でこれを割りますと300万円の負担を求めるといような内容でございます。

それでは、右側の改正後がどう変わるのかというところを見ていただきまして、同じく3億円の県事業で国、県については40%で1億2,000万円ずつというのは変わりません。市が13.3%の4,000万円。

受益者につきましては、200万円掛ける10戸ということで、2,000万円の負担金ということになりまして、現行からいきますと1,000万円の減額ということになります。

②市が工事を行う場合でございます。これは比較的小規模な工事になります。一部の工事を行うもので、受益者が5戸と想定して計算をしております。

現行のほうを見ていただきまして、仮に、総工事1億円の事業だいたしますと、市の事業の場合は県が50%で5,000万円、市が25%の2,500万円、受益者についても25%の2,500万円ということで、現行条例化では一戸当たり500万円の負担を求めるといような内容となります。

これが改正後につきましては、同じく1億円の事業でいきますと、県については変わりませんが、市が40%の負担となりまして、受益者は200万円掛ける5戸ということで1,000万円ということで、率にして10%の負担ということで、受益者の負担が現行から大幅に減額できることとなります。

施行日については、令和8年1月1日としております。

3ページを見ていただきまして、これは参考までに佐賀県、福岡県、長崎県で全てではありませんけれども確認をしまして、それぞれの自治体が分担金の負担割合をどう設定してい

るかというものを表にしております。

一番上に鳥栖市がございまして、今御説明しましたとおり県事業であれば受益者は10%、市の事業であれば受益者25%というものでございます。

その下の佐賀市以下に網かけをしております自治体と網かけをしているパーセントにつきましては、鳥栖市よりも減額の設定をされているところでございます。

幾つか例を申し上げますと、佐賀市につきましては、市の事業については受益者負担を12.5%と鳥栖市の負担の半分にされていたり、みやき町であれば、県事業で受益者5%というところで鳥栖市の半分に設定をしてあったり、長崎県を見ていただきますと、長崎市、佐世保市についてもそれぞれ独自の減額の措置を設けられております。

こういった例を参考に、本市においても分担金を少しでも減額して事業の推進を図りたいということで御提案をしております。

説明は以上でございます。

#### **藤田昌隆委員長**

これより質疑を行います。

#### **飛松妙子委員**

単純に思っただけなんですけど、これは例えばで3億円と1億円って書かれているんでしょうか、それとも県の場合は3億円までとか市の場合は1億円までを想定しているということでしょうか。

#### **実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

いいえ、上限とかいうことではなくて県のほうで行われる大規模な工事で、ある程度の規模の工事費を出しまして、それを参考に3億円としていると。

例えば、市の事業であればその斜面全体を工事するのではなくて、擁壁とか落石防止柵を設定したりするような規模の工事がある程度計算をいたしまして例を挙げていると。上限とかいうことではございません。

#### **飛松妙子委員**

仮に、3億円が5億円かかったとか、1億円が2億円かかった場合はこの受益者負担というのはこれよりも増えるという認識でよろしいんでしょうか。

#### **実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

現行の条例では総事業費の何%ということ、総事業費が上がれば受益者負担も上がると。

それは事業費がどこまで上がるかによりますけれども、上がれば上がるだけ受益者負担が増えていくという仕組みでございましたが、今回の改正案では、受益者のお持ちの人家の戸数に200万円を掛けたものを一つの上限といたしまして、例えば、県の事業であり、仮に10

戸であれば2,000万円が上限ということで、工事費が上がっても受益者負担はそれ以上増えないというような仕組みでございます。

以上です。

#### **飛松妙子委員**

ということは、ここに書かれている16.7%とか10%っていうのは3億円の場合、1億円の場合はこうなりますよっていうことなんですね。

#### **実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

飛松議員おっしゃるように、総工事費3億円で試算をした場合はこのようになりますけれども、これが例えば5億円とかってなれば、受益者負担はもっと減るということになります。率としても下がるということになります。

以上です。

#### **飛松妙子委員**

分かりました。

#### **中山龍一委員**

上限200万円というところで、今回、市民の負担が減るような形に条例改定いただくような形だと思うんですけども、この200万円っていう数字はどこか根拠があるのでしょうか。

#### **実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

本市において以前行われました急傾斜地の工事において、その工事につきましては、ある1件のお宅に対して行われた工事でございますけれども、そのときの受益者負担額を参考に今回200万円という額を設定しております。そのときに実際、御負担いただいた金額を基に設定をしております。

以上です。

#### **中山龍一委員**

ありがとうございます。

前に特例的な形でやった実績があつて、それを基準にされたという理解でよろしいでしょうか。

#### **実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

特例というわけではなくて、この資料で言いますと、②の市が工事を行う場合ということで、そのときの総工事費はこんなに大きな金額ではなかったんですが、この仕組みを使って25%の負担をしていただいたその金額を基に、今回の負担額の上限を決めたということでございます。

以上でございます。

**中山龍一委員**

ありがとうございます。理解いたしました。

3ページ目に各自治体の負担割合を載せていただいて大変分かりやすいと思っております。鳥栖市のように上限を具体的な金額で決めている事例というのはこの形だと見えないんですけど、ほかにはないのでしょうか。

**実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

おっしゃるように佐賀県内では全て率で定めてあって上限というものはございません。

私が説明をすればよかったです。長崎市とか佐世保市を見ていただきますと、長崎市については①と②とございまして、①では受益者負担は5%、②では受益者75万円に工事施工延長1メートル掛ける1万円ということで、例えば25メートル延長の工事をすれば100万円ということで、その5%の額と100万円を比べていずれか低いほうの額と設定をされてあったり、佐世保市については受益者の保全対象の戸数掛ける10万円を乗じた額というふうにされておりますので、他県においてはこのような設定をされているところもあるということでございます。

以上です。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

**中山龍一委員**

はい、ありがとうございます。

**和田晴美委員**

私からも200万円の考え方について御質問させていただきたいと思えます。

この200万円という金額から考えたことが、払える方、払えない方がいるんじゃないかというところがありましたので、その参考にしたく幾つか質問させていただきたいと思えます。

この200万円の根拠が先ほども中山委員のほうから御質問がありましたように、前回の実績をということで、そのときの200万円っていうのが総工事費の25%であったということでいいですよ。

**実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

その当時お支払いいただいた分担金の額は200万円より若干低い額です。

ただ、その当時から現在まで工事に係る人件費等も伸びておりますので、その率を掛けまして200万円という額を設定したということが詳しいところでございます。

以上です。

**和田晴美委員**

ありがとうございました。

そうしたら、それにもう少し詳しく聞きたいところが、何年前ぐらいだったかということと、その200万円をどういうふうに支払いしたんですか、借入れまでしたのか、そこまで分かるのであれば。

200万円を皆さんが払えるかっていうところが非常に気になるところなので、支払いがどういうふうな、簡単だったという聞き方は悪いんですけども、その辺り分かったら教えてください。

#### **実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

何年前かという御質問ですが、おおむね5年ぐらい前の工事でございます。

当時その方がお支払いされた金額が200万円よりも少し低い額ですけども、それを簡単に支払えたかどうかというところまで、借入れしてしてお支払いになられたとかそういうところまでは分かりません。

#### **和田晴美委員**

これを私に置き換えて考えてみましたら、200万円を払う払えない、そして払うに値するかっていうところを自分であれば考えると思いました。そうすると、5戸、10戸あった場合に私の土地は小さいけれども、例えばほかの方は私の土地より四、五倍広いのに同じ金額を負担するっていうのは、やっぱり考えちゃうかなっていうのが一点と、もう一つは、例えば5年前の場所の土地価格と私がもし当事者であれば土地価格が違うとき——レッドのゾーンが解決すると言えども、私が亡くなった後に売ったときに、この200万円が相当だったのかなっていうのも考えながら、この200万円について賛同するかしないかを考えるなって。

その辺りの考え方について意見っていうか、そういう方がいるんじゃないかっていうふうな想定をすると、市としてこの200万円が妥当か妥当じゃないかっていう部分をどういうふうに考えているのかお聞かせいただけますでしょうか。

#### **藤田昌隆委員長**

答弁できますか。

#### **実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

今、おっしゃっているのは、要は御自分のところがほかの方よりも狭かったり広がったりということとということですよ。

今回の200万円掛ける戸数っていうのは、あくまでその工事を行う場合に地元の方々に求める総額の上限を決めているということで、中でどういう案分といいますか、するかっていうのは地元でお話し合いをしていただいて決めていただくことになっております。

ですので、皆さんから集めていただく金額がその金額ということですよ。

### 和田晴美委員

ここは確認をしなければいけないと思いますので。そうすると、5戸の地域のところだと、上限は200万円掛ける5軒で1,000万円ですよ。それを地域に払いなさいって、請求先が地域でいってということなんですか。地域に請求を出すということ。

### 実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長

そもそもこの事業を進めるに当たって、まず地元で合意をされて要望を出していただくことになっております。

実際にお支払いいただくのが代表者なのかは私も分かりませんが、皆様に集めていただいたお金を市のほうに納めていただくような形になります。

以上です。

### 和田晴美委員

ありがとうございます。ちょっと勘違いをしておりました。

個人に対してというふうに思っておりましたので、地域というところで認識ができました。

それでもう一つ、地域の中で払える払えない人がいて、それに対していろんな問題が起きやすいので大変心配だという要素があるので、ちょっと角度を変えて聞きたいのが、例えば地域で長期的に支払うってことを考えたときに、多分一括じゃないと駄目だと思うので、地区が個人に対して支払う云々の話をしたときに一遍に払えない人がいるからっていうことで、例えば地域で貸付けをできればいいけど、できないじゃないですか、そういった場合、ほかのこういった負担金とかだと無担保の無利子の貸付けとか利用ができるとかをちらっと聞いたことがあります、建設のほうでは聞いたことがないんですけども、条例とともにそういう無担保、無金利で貸付けができるとか、より解決のスピードがつくような支援ってのは考えていないですか。

### 実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長

今、御提案いただいた内容については、正直検討しておりません。

今後そういったお話を進めていく中でいろんな声が聞こえてくるかと思っておりますので、その辺で検討すべきことは検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

### 藤田昌隆委員長

よろしいですね。

### 沼野猛建設部長

すみません、先ほどの御質問に地域でお支払いするっていうふうなことになるとお伝えさせていただいたんですけども、これは上限が一戸当たり200万円ということで今回させてい

ただいてますので、まずスタートが基本的にそれベースになろうかと思えます。

あと併せて条例の中に今回は出てこないんですけども、第4条の中には、工事の施行により著しく利益を受ける土地又は家屋の所有者、管理者又は占有者っていうことで、分担金の徴収はあくまで著しく利益を受けるっていうことが入っていますので、当然利益の範囲に応じてそこはそれぞれが話し合うことになるのかなというふうに思えます。

例えば、上限金額を一応200万円ってしているんですけども、例えば大きなお宅があって、片や物すごく小っちゃいお宅があったら、そこもその地域の中で話し合いをしていただいて、基本的には200万円っていうふうな線を引いているので、解決が難しければ200万円ということでも話し合っただけであればいいと思えますし、そこは地域の中で話し合っただくことになるのかなというふうに思えます。

そういった中で、最終的には我々と対個人で契約をしていって、市の収納についてはそれぞれ個人から市役所に納めていただくと。その合計金額がこの条例に満たす額になれば、市としては困らないというような形になろうかというふうに思っております。

なので、その分担の方法については、集落の中で話し合っていくことになろうかと思えます。

というのが一点と、あともう一つの話で、当然、合意できる方、合意できない方っていうのが出てくると思えます。

今回の事例は、上の車地区を契機として、この条例改正案に至ったということでございます。上の車地区は、当然、9軒のお宅がございます。のり面に近い方側とのり面から離れている方側でやっぱり少し対策に対しての温度差っていうのがございます。今回のすごくいいところは、前の条例ですと、例えば県事業でやっていこうと思うとおおむね10戸の同意がないと県事業の採択ができません、市事業になるとさらに一戸当たりの負担が大きくなります。この左側の例でいきますと、上の車地区ですとおおむね3億円ぐらいの事業費がかかります。その場合は一戸当たり300万円になりますが、それが例えば10軒全部が同意ができない場合は同意ができた方だけの範囲でやるっていう方法もあるんですけど、そうすると市事業になるんです。市事業になったほうが一戸当たりの負担金が上がってしまうっていう何か変な話があって、市事業の採択も難しくなるという実情がございました。そこを今回、上限額を決めることによって同意をいただいた範囲で範囲を絞ることができれば、その範囲の中で対策工事が行えることになるという、そういったところでいうと今回の上限金額を決めたっていうのは非常に大きなものになるのかなというふうに思っております。

いずれも受益の範囲が確定できれば、その受益の範囲の中で対策することができるというのが今回の条例の一番大きなメリットになるかというふうに思っております。

以上でございます。

**和田晴美委員**

ありがとうございます。

分かるんですけども、本当にこの金額を払えるのかなってところが今後も心配で。

あともう一つだけ最後に聞かせてください。

そうなってくると、市自身の公益っていうか、そっちのほうに気がなりました。

今の提案だと国と県の負担金額っていうのは固定していますよね。40%、40%。そして、個人っていうか地域のほうは1戸200万円、ということは、この条例になると今後負担%が変動するというのは市のほうの負担が変わるということですよね。地域の話合いが整ってしまふとこれをせざるを得ないっていうのもこの条例に本市が課せられるっていうことだけでも、そういうところも含めてこの条例をつくるっていうところでの提案っていうことなんです。

**実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

今回、上限を設けたということで、どこがその分を負担するのかというのはおっしゃるとおり市が負担をすることになります。

この表でいくと左側ですけども、これまでも率で計算したときもその事業が実施されれば市も当然負担をしてきたわけで、その負担額を今回、受益者のほうに上限を設けることで市が少しその分を負担するというような話にしたものでございます。

以上です。

**和田晴美委員**

もう一つだけ、これが長年地域の課題となっていて、私も福岡県のみやま市の崖崩れとかに行つてヒアリングまで行ってまいりました。ほかのところでいろいろ聞く中で、盛土違法の崖崩れの被害が多いですっていうふうなことがあって、ちょっとずれてはいますが不安になったので確認だけさせてください。

鳥栖ではそういったこと、違法の盛土っていうのはないですか、ないですよね、把握されていますか。

**実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

今、私どもで違法盛土の状況というのは把握しておりません。

**和田晴美委員**

いろいろとありがとうございます。

以上で大丈夫です。

**藤田昌隆委員長**



続きまして、6ページをお願いいたします。

目2公園管理費、節1報酬、節3職員手当等は、会計年度任用職員2名の給与改定に係る補正でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

繰越明許費について申し上げます。

款8土木費、項4都市計画費、事業名、公園施設長寿命化事業につきましては、本年6月補正予算において議決をいただきました朝日山公園芝広場トイレ改修工事等において、当初予定しておりました電線がトイレの電源として使えないことが10月に判明いたしました。そのため、別の電線から電源を確保する必要性が生じまして、電力送配電会社において電柱の設置等をしていただくこととなりました。以上のことから、年度内の工期を確保することが困難となるため、工事請負費と委託料を繰り越すものでございます。

なお、工事費は減額、委託料は40万円ほどの増額を見込んでおりますけれども、現計予算で対応させていただきたいと考えております。

以上、議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）中、都市整備課分の説明を終わります。

#### **杉本修吉 国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長**

続きまして、議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）、国道・交通政策課分について、御説明させていただきます。

委員会資料の8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、節2給料及び節3職員手当等、節4共済費につきましては、人事異動に伴う本課7人分の人件費を補正するものでございます。

以上、議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）、国道・交通政策課分の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### **藤田昌隆 委員長**

それでは、これより質疑を行います。

ありませんか。

#### **飛松妙子 委員**

繰越明許費で、先ほどの理由が電柱から電源が取れないことが10月に分かったっていうことで、現在の電柱のワット数が足らなかった……、何が足らなかったのか教えてもらえますか。

**樋本太郎都市整備課長**

お答えいたします。電源です。

電気の供給能力が電線にはそれぞれありまして、当初は朝日山公園芝広場の北側のほうにあります電柱から取る予定を考えておりました。

そうしましたところ、その電柱から電線を取ると——今回の朝日山公園の芝広場については浄化槽とか電灯とかもつくことになりましたものですから、その電線から送られている電気では容量がちょっと足りないということでございましたので、芝広場付近の浄水場の前付近にあるんですけれども、その辺りの電柱を電力送電会社さんから配置をしていただいて、そこから電気を供給していただけるということでございます。

**飛松妙子委員**

電柱を新しく建てる、移動する、どちらですか。

**樋本太郎都市整備課長**

電柱を新しく設置、増設していただくということでございます。

**飛松妙子委員**

電柱を新しく増設すると、電柱の電源がどれだけ取れるかっていうのは、市のほうで分かるということになるのでしょうか。

今、最初にあったところからは電源を取れないことは分かったということは、その電柱の電源がどれだけあるかっていうのが市では分からないということですか。

**樋本太郎都市整備課長**

お答えいたします。

九電の子会社になりますけれども、送配電会社というのがございます。

昨年度、議決いただいてそちらのほうに実施設計をさせていただいたんですが、そのときに委託した建築士さんのほうで、そちらの業者さんのほうに当たっていただいたところ、発注者が決まらないうとそういったことの手続ができないというふうなことを言われまして、今年度具体的に発注者が決まった段階の10月に協議をさせていただいたところ、当初我々が想定していた電柱からは電力量が取れないということが判明したという次第でございます。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。そういうことなんですね。

設計業務のときは想定してたけれども、結局、業者さんが決まらないうとその調査ができなかったため、今回10月に初めて分かったってことですね。分かりました。

**藤田昌隆委員長**

ほかに。



路線バスの廃止の申し入れの内容につきまして御説明をさせていただきます。

令和7年11月28日付けで西鉄バス佐賀株式会社より路線廃止の申し入れが提出されております。

内容につきましては、運転手の不足による路線廃止を実施させていただきたいという内容でございます。

今、西鉄バス佐賀におきましても運転士不足が常態化しているということです。

このことから、近年、路線の減便や貸切事業の縮小などそういった労務対策を行ってございますけれども、安定した要員の運営には至っていません。

また、国の示す改善基準の遵守に支障を来すおそれがある状況となっているということでございます。

このようなことから、西鉄バスにおかれましても安定した路線バスの供給に向けた運転手の確保ということから、運転体験会や説明会の開催という確保に向けて取り組んでおられますけれども、これからも運転士の定年等による退職、また大型2種免許保有者の減少ということから、今後につきましても運転士の不足が続くことが想定されるということでございます。

このようなことから、鳥栖市内の市内線3路線、河内線、麓線、弥生が丘線につきまして、現在の利用状況や利用者への影響等を踏まえ検討を行われた結果、河内線の路線廃止を実施させていただきたいという申し入れになってございます。

河内線の路線廃止実施の時期といたしましては、令和8年10月1日からということでございます。

説明は以上でございます。

#### **藤田昌隆委員長**

確認したいこととか御意見等がありましたらお願いいたします。

#### **飛松妙子委員**

この路線の乗客の人数はどのようになっていますでしょうか。

#### **杉本修吉国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長**

河内線の利用者につきまして、お答えをさせていただきます。

令和6年の利用者数——令和6年という期間は、令和5年10月から令和6年9月までの1年間になります。こちらの令和6年が年間3万1,733名の方が御利用いただいております、1便当たりといたしますと、5.02人の方が河内線を御利用になられております。

以上です。

#### **飛松妙子委員**

それでは、この3万1,733人の方の次の足となることは何かありますでしょうか。

**杉本修吉 国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長**

この利用者の方はもちろん生活に使っていらっしゃる方も多いと思っております。

これから、まず地元のほうへこういった申し入れがなされているということを御報告いたします。その後、そういった地元の声も聞きながら西鉄バスとももちろん協議をいたしながら、また今後、取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

**飛松妙子 委員**

そうしましたら、この河内線の部分で全くほかの路線とかぶっていないところはどこからになりますか、大木からですか。

**杉本修吉 国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長**

路線につきまして、前のページの1ページ、2ページの表紙裏を御覧いただきたいんですけども、現在、河内線が鳥栖駅から西鉄鳥栖の元町の交差点、国道34号のほうへ行きまして国道34号を北進しまして大木の交差点より西のほうに曲がっていくということです。

また一方、同じ経路をたどっております弥生が丘循環線というオレンジ色の路線がございます、こちらは鳥栖駅から弥生が丘方面に走っております。

ですので、国道34号の鳥栖駅から大木までのこのL字の部分というのは、河内線と弥生が丘線が今重複をしている状況です。

一方、この緑の河内線、大木から西側の河内方面につきましては、河内線のみしか路線バスが走っていないような路線状況となっております。

以上です。

**飛松妙子 委員**

ありがとうございます。

これは大木から河内までの人数っていうのは出せるんでしょうか。

鳥栖駅から大木の間っていうのは、ほかの路線があるということですので、この方々はほかの路線を利用するとして、この河内線で大木まで乗っている方、大木から河内のほうに行く人数っていうのは出せるんでしょうか。

**杉本修吉 国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長**

すいません、今この場での答えがちょっと難しいんですけども、ICカードの利用者の状況等は西鉄バスのほうも情報を持っていますので、そういったものから確認をしてまいりたいと思っております。

以上です。

**飛松妙子委員**

どこの部分が一番少ないのかなっていうところもありますし、町で対策するって言ってもなかなか河内のほうでは難しいのかなっていう気はするんですが、逆に浅井町とか萱方とか池の内とか古賀、牛原まではどっちかって言ったら市内に近いほうなので、コミュニティバスとか何かそういうのを回せるようなことを考えたらいいのかなと思うんですが、その辺りのニーズが分かれば出していただければと思います。

**藤田昌隆委員長**

杉本課長、12月の18日、あしたあさってには出せる？年明け？

そうしたら、西鉄バスから情報がありましたらそれをタブレットに載せてもらうという形でよろしいですか。

皆さんよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**和田晴美委員**

今日、とりごえ荘の利用者を増やすって議論したばかりで、この路線がこのようなお話でちょっと動揺してるんですけど、とりごえ荘から鳥栖駅までの利用者数とかも何か考えなければいけないですよ。

あと、もう一つ、西鉄バスさんが全体的に人の確保ができないという問題は理解できていますが、全体的にうちだけなんですか、ここの路線だけなんですか。ほかの路線で廃線したところってほかにもあるんですか。

**杉本修吉国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長**

西鉄バス佐賀においては、運転士不足で数名足りないという状況から、例えばの話なんですけど、久留米から佐賀を結んでいる江見線と言われる路線がございますが、今まだ運行はされておりますけれども、こちらは数年前に西鉄バスのほうが廃止をされると、バスの運行はもう終わるということで上がっております。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、議案外の報告を終わります。



**藤田昌隆委員長**

続きまして、現地視察についてお諮りをいたします。

議案調査に関する現地視察のため、議長に対し委員派遣要求をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よって、現地視察につきましては、12月18日午前10時から、集合場所は、西側のところに10時。

議員の皆さん方は、帽子とかもらいましたよね、もらっていない。(発言する者あり)

まだ？じゃあ、その下はあると。(発言する者あり)

いや、俺たちはもらってるけん。もらってないならしょうがないたい。

そこに10時出発ですから、それで、行き先は栖の宿ということです。

**飛松妙子委員**

栖の宿に行くのでしたら、行く通りに盛土の場所があるので、せっかくなら。

**藤田昌隆委員長**

何の場所、盛土？

**飛松妙子委員**

盛土じゃなくて……

**藤田昌隆委員長**

発言する際は、はっきり考えておいて言ってください。

**飛松妙子委員**

急傾斜地崩壊防止工事に係る分担金の件、ちょうどその場所を通るので、そこはいかがでしょうか。駄目ですか。

**藤田昌隆委員長**

今回のこれに関係あるということですか。

**飛松妙子委員**

ということです。

**藤田昌隆委員長**

その場所分からのやけど。

**飛松妙子委員**

今回、この条例に出てる場所。

**藤田昌隆委員長**

却下します。

以上、栖の宿をメインにやりますので、急傾斜地はやめます。



令和7年12月18日（木）



## 1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 野下泰弘

委員 古賀克則

委員 飛松妙子

委員 下田辰也

委員 和田晴美

委員 中山龍一

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長 鹿毛晃之

経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長 古沢修

商工観光課長補佐兼商工観光労政係長 廣重浩三

農林課長 三橋秀成

農業委員会事務局長 庄山裕一

建設部長 沼野猛

建設部次長兼建設課長 藤川博一

建設課長補佐兼庶務係長 下川広輝

建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長 実本和彦

都市整備課長 樋本太郎

国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長 杉本修吉

上下水道局長 平塚俊範

上下水道局管理課長 犬丸章宏

上下水道局参事兼管理課長補佐兼総務係長 秋山政樹

上下水道局次長兼水道課長 日吉和裕

上下水道局下水道課長 桑形伸

#### 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

#### 5 日程

自由討議

議案審査

議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案乙第31号令和7年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第1号）

議案乙第32号令和7年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案乙第33号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案甲第64号急傾斜地崩壊防止工事に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例

議案甲第69号指定管理者の指定について

議案甲第70号工事請負契約の変更について

議案甲第71号財産（土地）の処分の変更について

[総括、採決]

#### 6 傍聴者

なし

#### 7 その他

なし



### 飛松妙子委員

現地視察ありがとうございました。

とりごえ荘を久しぶりに現地視察させていただいて、以前、ベランダとかの改修をされた後の確認もさせていただいて、今も活用をされていることをいろいろ教えていただきました。

今回プロポーザルがあつて新しくといいますか、5年間の契約というところで、さらにこの栖の宿が活用できるような取組を期待していますので、ぜひ今後のこのプロポーザルを生かした運営になるように市としての指示といいますか、指導といいますか、お願いしたいと思っています。

以上です。

### 藤田昌隆委員長

次、野下副委員長。

### 野下泰弘委員

ありがとうございました。

今回、路線廃止の申し入れということで、西鉄バスさんのほうから河内線の廃止申し入れが来ております。

こちらは実施が10月1日までということで、原因が運転士不足、もうどうしようもないことなんですけれども、今後、西鉄さんとの交渉の上で、延長をお願いするのか、または市独自で対応していくのか、もちろんこの河内線に関わる住民の方に御迷惑がかかってはいけないということもありますので、喫緊に対応を、そして我々のほうにも連絡、報告をお願いしたいと思います。

以上となります。

### 藤田昌隆委員長

和田議員。

### 和田晴美委員

私から2点申し上げたいと思います。

1点目は、甲64号議案の急傾斜崩壊防止工事に関する条例について、これまでの課題からすると、地域に対して鳥栖市がこの問題についてどういうふうに解決するのが歩み寄れる条例であるというふうに思いますが、そういうままでも、支払いをするのにやはり簡単にできるような状況じゃないということも想定されると。

こないだも提案いたしましたとおり、分割だとかそういうふうに、無担保、無利子で借入れができるようなところまで整えていただけると、より実効性のある条例になるんじゃないかと思ったところです。

2点目につきましては、栖の宿についてなんですけれども、今後の御説明をいただく中で公募での評価につきましても、利用をもっと増やしたいっていうところは私も強く思ってきたところで、それと同時に近くにあります商業施設のプレミアム・アウトレットさんが年間500万人以上の来場がありまして、地域の皆様から私に、あのたくさん来ている方が鳥栖市に何か潤うようなきっかけができたらいいなっていうふうな御要望もありましたっていうことから、私から一つ提案なのが、栖の宿の所管を農林課で頑張っていていただきますけれども、商工観光課のほうにどうか移していただき、その上で栖の宿をはじめとする自然観光豊かなものを利用してプレミアム・アウトレットのお客様も来ていただけるような状況を整えてほしいと思います。

それで一つ、私が以前よりいいなと思っているのが、御殿場のプレミアム・アウトレットさんも同じ会社かと思えますので、そこにこういった利用者数を上げるスキルというか技術、そういったものがあるかと思えますので、もしよかったらそういった大きな商業施設があるところと連携を取るっていうのも視野に入れて、今後、もっと利用者が来ていただけるようにしていただけたらというふうに思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

#### **藤田昌隆委員長**

次、中山議員。

#### **中山龍一委員**

本日、視察の御対応いただきありがとうございました。

中山のほうからは栖の宿について触れさせていただきます。

改めて行かせていただいて、やはり大変ポテンシャルがある施設だなというふうに感じております。

市民憩いの場として利用者を増やすと同時になんですけれども、施設自体は平成元年と平成3年でしたかね、に建てられて大規模改修を行っているというところなんですけれども、当然、これから工事費が上がっていったりだとかある中で、ちょっと勉強不足で料金体系とかを市のほうで決める権限があるか知らない前提にはなるんですけれども、これからの物価高騰なども踏まえた持続可能な料金の取り方というところも考えていかなければいけないのかなというふうに思いました。

特に市内と市外と同一料金でしていただいたりっていうところが気にはなっております、これが市民向けの憩いの場だという位置づけをするのであれば、その料金には差をつけてしかるべきなのかなと感じたところでございます。

いずれにしても、いい場所でポテンシャルが十分あるところだと思っておりますので、

これからは、物価高騰を踏まえた持続可能性というところも踏まえて、御検討いただければと感じた次第です。

以上です。

#### **藤田昌隆委員長**

古賀議員。

#### **古賀克則委員**

本日の視察どうもありがとうございました。

私もこんなに栖の宿へ行っていないのかなという感じで、以前は少年野球の子供たちを連れて合宿っちゅう形で行ってましたし、バドミントンの子供たちを連れて、名目は合宿ですけど、キャンプとかに行って、近くのプールで泳いだりして過ごした日々を思い出しました。

私が行ってるときはまだつながってなかったもので、今、視察に行って本当にきれいになって大変いいなと思っています。

ただ、よそからの人が多いという話があったんで、ちょっと残念に思ったのが1点と、もう少し近辺とうまく連携を取りながら観光施設として何かうまく利用できないかなと。

片や、路線の話とかがあったもので半分残念に思いながら、ここを何とかうまく結びつけながらうまく利用できたらいいかなと思っています。

また、私が住んでる旭地区のほうについても新産業でいろいろあっています。

地域の方からどういう進みぐあいになってるんですかとか、工事車両がどのくらい入るんですか、粉じん等はどうかですか、いろんな話がいっぱい出てきます。

そういったところもしっかり勉強しながら、皆さんと一緒にやっていきたいと思っていますので、本当によろしく願いしときます。

私のほうからは以上です。

#### **藤田昌隆委員長**

次、下田議員。

#### **下田辰也委員**

栖の宿の視察大変ありがとうございました。

初めて本委員会に参加させていただきまして、道路、河川、公園等などの都市基盤整備などをはじめ公共施設の維持管理や防災・減災対策の市民の生活に安全と利便性に直結する重要な課題をいろいろ勉強させていただきました。

今後、各事業の進捗状況や財政面の妥当性など将来を見据えた整備の方向性について、執行部の皆様と質疑を交わしながら市民の皆様に応えるように頑張っていきたいと思っております。



**藤田昌隆委員長**

議案乙第29号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算(第3号)についてお諮りをいたします。

本年中建設経済常任委員会に付託されました関係分につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本年中建設経済常任委員会に付託された関係分は原案のとおり可決されました。



**議案乙第31号令和7年度鳥栖市水道事業会計補正予算(第1号)**

**藤田昌隆委員長**

続きまして、議案乙第31号令和7年度鳥栖市水道事業会計補正予算(第1号)についてお諮りをいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



**議案乙第32号令和7年度鳥栖市下水道事業会計補正予算(第2号)**

**藤田昌隆委員長**

続きまして、議案乙第32号令和7年度鳥栖市下水道事業会計補正予算(第2号)についてお諮りをいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。







鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長（年長委員）

藤 田 昌 隆

